

事務連絡
平成30年10月15日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

医療保険分野における地方税情報の連携について

医療保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

各医療保険者におかれては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づくマイナンバーを利用した地方税情報の連携による事務運用に取り組んでいただいているところです。

この地方税情報の連携に関し、多くの医療保険者から質問が寄せられたことから、以下のとおり補足事項をまとめましたので、各都道府県等におかれては本事務連絡の内容を、管内市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合等に対し、周知していただきますようお願い致します。

なお、本事務連絡を発出するに当たり、総務省と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 課税証明書では確認できない情報に係る運用について

課税証明書では確認できない（1）及び（2）の情報については、次のとおり対応されたい。

（1）収入情報について

70歳以上の高齢者の一部負担金の負担割合を軽減する基準収入額適用申請など、各種収入の額を確認する事務手続があるが、給与収入と年金収入を除く収入の額については、自治体

で把握していないため、情報連携開始以降も、これまで通り、本人に対して確定申告書の写し等の添付書類を求める等の確認を行うこと。

【各種収入額を確認する事務手続】

管理番号	手続名
2-32	全国健康保険協会被保険者の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定
2-217	健康保険組合被保険者の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定
4-88	船員保険法による療養の給付の受給（高齢受給者の一部負担金の軽減の認定）
30-38	基準収入額適用申請の確認
59-51	基準収入額適用申請（確認）

(2) 控除対象者（前年12月31日時点において世帯主と同一の世帯に属する年齢19歳未満の者で同年の合計所得金額が38万円以下であるもの）の人数について

70歳以上の高齢者の一部負担金の負担割合を判定する事務手続において使用する年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の人数については、情報連携の対象とはされていないため、情報連携開始以降も、これまで通り、本人に対して負担区分等証明書等の提出を求める又は紙での公用照会を行う等の確認を行うこと。

2. その他の地方税情報の情報連携に係る留意事項について

(1) 特例適用利子、特例適用配当、条約適用利子、条約適用配当等の額について

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額については、円滑な情報提供方法について、総務省において検討中であり、10月中旬頃を目途にその検討結果を別途お知らせする予定であるが、それまでの間、これらの情報が必要となる場合には、各地方団体の税務担当課に対する公用照会等を行うこと。

(2) 「土地等に係る事業所得等の課税の特例」にかかる所得の額について

「土地等に係る事業所得等の課税の特例」については、データ標準レイアウトの情報連携項目として規定されていないが、平成32年3月31日までの期間について、課税停止中であり、適用がないため、算定を行うに当たり、使用しない取扱いとすること。

(3) 「山林所得額：TK00000200000280」について

地方税情報の連携に係るデータ標準レイアウトの山林所得額には、特別控除後、現年度分の居住用損失額適用前の値が設定されているため、居住用損失額適用後の値を使用する場合は「居住用損失額：TK00000200000920」を控除すること。

(4) 市町村民税の課税・非課税について

地方税情報の連携に係るデータ標準レイアウトにおいて、市町村民税の課税の有無については、「市町村民税均等割額：TK00000200000880」に入力されている内容により確認すること。

なお、確認に当たっては「地方税関係情報における平成30年7月のデータ標準レイアウトの改版に伴う対応について（依頼）」（平成30年2月26日付け総務省市町村税課事務連絡）（別添）を参照すること。

【市町村民税の課税の有無】

「市町村民税均等割額」 に入力されている内容	課税・非課税等
1以上	課税
0	非課税
Null	未申告

(5) 旧但し書き所得、課税所得、軽減判定所得及び各種所得について

医療保険各法で必要となる旧但し書き所得等は、医療保険制度において独自に必要な情報であり、データ標準レイアウト上に盛り込むことができないため、各保険者において、各種所得の額等を用いて、これまで通り算定を行うこと。

なお、上記の算定に当たって、「退職所得額（総合）：TK00000200000290」については、医療保険各法上、合計する所得に規定されていないことから、参照できる項目となっていない。

(以上)